

医療福祉拠点整備に伴う周辺歩道の交通対策に向けた基礎検討業務委託仕様書

1 業務名称

医療福祉拠点整備に伴う周辺歩道の交通対策に向けた基礎検討業務委託

2 業務の目的

- ・ 滋賀県が進める医療福祉拠点（以下、「拠点」という。）の整備により約 1,000 人の人流増加が想定されることから、一部狭小で混雑がみられる拠点周辺歩道の交通対策の必要性や効果を明らかにするとともに、快適性やユニバーサルデザインを含めた安全性の向上策を検討するための基礎的な調査を実施する。
- ・ 調査結果を踏まえ、交通対策の一例として示す周辺歩道の交通対策について、ほか 1 案以上を比較することにより効果を評価し、計画を具体化するとともに、各種課題整理を行い今後の方針策定の基礎資料とすることを目的とする。

3 拠点整備の概要

- ・ 別添医療福祉拠点整備の概要のとおり

4 業務期間

- ・ 契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日まで

5 業務対象区域

- ・ 別添検討範囲図のとおり

6 交通対策の一例

周辺歩道（大津停車場本宮線（県道 103 号）の交通対策	・ 植栽帯の見直し等による歩道拡幅（1 m 程度） ・ 快適性や安全性を考慮した歩道タイルの改善 ・ 横断歩道の明確化・集約化 ・ 照明灯（フットライト等含む）の設置 ・ 防護柵の設置（歩車道境界部） ・ 電線共同溝の地上機器の通行者に対する明示、保護対策 ※あくまで交通対策の一例であり受注者からのより効果的な手法についての提案を妨げるものではない。 ※ほか 1 案以上を比較することにより効果を評価すること。	両側歩道を想定
------------------------------	--	---------

7 業務内容

- ・ 業務内容については、受注者の提案を踏まえ調整する。

(1) 現況把握・データ収集

①各種法令や計画との照合	・ 当該区域に係る法令や、構想・計画等との整合性確認・整理 例：植栽帯撤去における大津市の景観条例（風景条例等）の確認 防護柵の景観色の確認
②交通量調査	・ J R 大津駅前～拠点間（約 400m）の歩行者・自転車交通量調査 調査対象：歩行者類、自転車類 調査地点：交差点部（計 5 箇所）を想定 調査時間：平日 7：00～9：00 を想定
③拠点整備による人流増加分析	・ 既存交通量への拠点利用者の反映と影響分析 ※人流増加の想定データは発注者から提供
④公的資料の収集・整理	・ 対象区間の現況平面図、横断面図、断面図等を含む関連資料の収集 ※発注者において収集可能なデータは発注者から提供

(2)計画の検討

①必要性の確認	・ 拠点整備に伴う周辺歩道交通対策の必要性の検証
②整備効果の確認	・ 歩行快適度、安全性向上等、期待される効果の確認
③計画概要の策定	・ 概略設計程度の計画概要 各種図面：概略平面図、横断面図 イメージパース：2 カット 事業費：整備に要する概算事業費 工程：完了までのスケジュール

(3)各種課題の整理および対策の立案

①各種課題の整理	・ 技術的制約（形状・用地・地下埋設物・植栽状況等、現況分析から、交通規制や周辺環境への影響等、工事期間中の制約含む）、社会的課題、合意形成上の課題を横断的にリスト化
②対策の立案	・ ①の課題について、今後の対応方針案を整理し、来年度以降における計画実現に向けたロードマップを作成

(4)ステークホルダーとの対話、意見把握

①意見交換	・ 交通対策に関するステークホルダーとの対話、意見交換 受注者：ステークホルダーの一覧化、意見交換の方針立案、同行、議事作成（後方支援） など 発注者：ステークホルダーへの連絡、日程調整、説明 など
-------	---

8 全体スケジュール（予定）

11 月	現況把握	} 中間報告を予定
12～1 月	計画の検討	
12～1 月	各種課題の整理・対策立案	

2月	ステークホルダーとの対話、意見把握
3月	報告書とりまとめ

9 打合せ協議

- ・ 業務における打合せは、業務着手時1回、中間報告1回、成果物納入時1回の計3回を行うものとする。ただし、中間報告は、発注者と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、打合せは責任者が立会うものとする。
- ・ 打合せは面談を基本とするが、発注者と協議のうえ、WEB会議、TV会議等（以下、「WEB会議等」という。）を利用することもできるものとする。
- ・ 中間報告の時期、方法は発注者から別途指示する。

10 実施体制表

- ・ 契約後速やかに、本委託業務に従事する者全員につき、以下全ての内容を記載した実施体制表を提出し業務を開始すること。
- (1)氏名、所属部署名、役職、担当業務・役割
 - (2)個人情報取扱い予定の有無
 - (3)緊急連絡時の連絡フロー
 - (4)業務の一部を外部委託の場合、上記に加え所属会社名

11 業務の実施条件等

- (1)業務の遂行にあたっては、発注者と十分に連携を図り、処理方針については、随時、発注者の指示および承諾を受けること。
- (2)業務の遂行にあたっては、関係法令及び適用基準等を遵守すること。
- (3)発注者は、受注者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力すること。
- (4)本業務の遂行によって生じる権利は、発注者に帰属するものとする。
- (5)受注者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (6)受注者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に発注者の承認を得るものとする。
- (7)本業務の実施に当たり、必ず管理責任者を置くとともに、実施体制および実施スケジュールを発注者に書面で報告すること。
- (8)本業務における基本事項の照査は、照査技術者が実施するものとする。
- (9)本業務を通じて得た個人情報は、受注者において適正に保有、管理するとともに、本委託業務の遂行に必要な限度においてのみ利用すること。また、取得した個人情報は事業終了後に破棄すること。
- (10)その他、仕様にない事項または仕様について生じた疑義については、発注者および受注者の双方で協議するものとする。

12 成果品等

- ・ 調査報告書

（電子データ（Word、Excel 等））

※調査報告書には7(1)～(4)をすべて含むこと

- ・ 提出時期は3月中旬を想定するが、別途発注者から指示する。

13 委託料の支払い

委託料の支払いは、原則として委託業務の完了後に全額を精算払いする。